



相馬税務署からのお知らせ

1 ご自宅からスマホでスマートな確定申告してみませんか？

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、ご自身のスマートフォン・タブレット等で、ご自宅から所得税の確定申告ができます。

○ 申告に必要なもの

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカード読取対応のスマートフォン
- ・マイナンバーカードのパスワード2つ
 - ①署名用電子証明書(英数字6～16文字)
 - ②利用者証明用電子証明書(数字4桁)

確定申告書等作成コーナー



○ 操作方法のご案内

確定申告書等作成コーナーの操作方法など動画でご案内しております。

動画で見る確定申告



2 令和6年分の所得税等の確定申告書作成会場について

令和6年分の所得税（及び復興特別所得税）、消費税（及び地方消費税）及び贈与税の確定申告期における申告書作成会場は、次のとおり開設する予定です。

- 開設場所 『相馬市振興ビル6階』 相馬市中村字塚ノ町 65-16
- 開設期間 **令和7年2月17日(月)** から **3月17日(月)** 《土・日・祝日を除く》
- 開設時間 午前9時から午後4時

※申告書作成会場では、原則としてご自身のスマートフォンやタブレットを操作して確定申告書を作成します。マイナンバーカード（暗証番号:数字4桁、英数字6～16桁）も忘れずにお持ちください。

※スマートフォンやタブレットでの確定申告書作成は、マイナポータルとの連携でスムーズに申告書作成できますので、来場前にマイナポータルのインストールなど事前準備の上、ご来場ください。

※会場への入場には「**入場整理券**」が必要です。「**入場整理券**」は、LINEを通じたオンラインによる事前発行が可能です。会場でも当日券は配布します（配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。）。

※書面での申告書提出は、郵送でお願いします（申告書作成会場では受け付けておりませんので、持参する方は税務署へ提出をお願いします。）。

なお、令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行っておりません。書面での申告書等の提出（郵送）の際は、申告書等の正本（提出用）のみ提出（郵送）して下さい。

電話 0244-36-3111（代表）担当：個人課税部門